

老朽建築物の除却費用を助成 昭和56年5月以前に建てられた

「軒家、アパートなど」

区内には、旧耐震基準で建てられた戸建て住宅が約1万4000戸あります。東日本大震災を契機に、区民の方々の耐震化への関心が高まっており、窓口や耐震相談会等では、老朽建築物の除却費用の助成制度設立への要望が寄せられてきました。そこで、区では新制度を作り、大規模な震災発生時に倒壊や火災の可能性が高い老朽建築物に対して、除却費用の一部を助成します。例えば、耐震改修工事ができない程老朽化している家

「助成額 除却工事費用の2分の1(50万円が上限)」

☎(3647)9764
FAX(3647)9009

行政評価制度の外部評価委員を募集

区民の視点で区の施策の方向性を評価

区政の具体的指針である長期計画の着実な進展を図るため、区では福祉や災害対策など各種施策の方向性を評価する行政評価制度を実施しています。この行政評価制度に客観的な視点を取り入れるため、区では外部評価委員会を設置しています。

区民委員2人を募集

外部評価委員会は、学識経験者や公募区民から成り、区の施策に対して客観的な視点から意見を述べていただく会議体です。外部評価委員会へ出された意見を踏まえ、区は行政評価の最終評価を行います。

この外部評価委員会に出席いただく区民委員を募集します。

☎(3647)9168

「家庭訪問型子育て支援士 (ビジター)」養成講座 育児に悩む家庭の手助けを

「家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)」は、家庭で育児をサポートさせた子育てに不安のあるお母さんたちを支援するボランティア活動です。イギリス生まれのアプローチで、いま最も求められている子育てサポートのボランティア活動にあなとも一緒に参加しませんか。

退職した方の再就職を支援

住宅支援給付、就労支援を実施中

区では、解雇などにより離職した方で、就労能力と就労意欲のある方に対して、住宅支援給付として賃貸住宅の家賃を支給しながら、常用就職に向けた支援を行っています。

- ①支給申請時において離職後2年以内および65歳未満の方
- ②離職前に自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方。ただし、離婚等により申請時に世帯の生計の中心者となっている場合は対象
- ③就労能力および常用就職の意欲があり、次の3点が実行できる方
- ④世帯の預貯金の合計額が100万円以下(単身世帯は50万円以下)である方
- ⑤国や自治体の実施する類似の貸付または給付金を受けていない方

・協働の意味と実践「訪問活動の実務」ほか
☎(3647)4408

- ⑥申請者および同居の親族のいずれかが暴力団員でない方
- ⑦支給額次の金額を上限として家賃の実費を支給
- ・単身世帯 53,700円
- ・2人以上の世帯 69,800円
- ※住宅支援給付支給額は直接、入居住宅の貸主等に振り込まれます。
- ⑧支給期間
支給申請の属する月以降から開始し、原則3か月間。ただし支給対象者③で掲げる条件を誠に実施している方は、3か月延長可。さらに、就職するため必要な日常・社会生活支援またはハローワークの実施する就労自立促進事業による支援を受けている場合は、3か月再延長可。
- ⑨必要書類
・本人確認書類(運転免許証、

シニア世代 地域活動入門セミナー 知識経験を地域活動に生かしながらと生きがいを

「定年退職をしてから何かを始めたい」「自分の住む地域に貢献できることはないだろうか」など考えているシニアのための講座です。地域活動には、皆さんの知識や経験を生かせるものがたくさんあります。また、多くの仲間との出会いや、新たな自分を発見できることもあります。

「まずは一歩を踏み出したい」「何かに挑戦したい」といったお考えをお持ちの方、本セミナーで仲間を見つけ、地域につながるためのきっかけを探してみませんか。

6月5日～7月24日の隔週

健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等)
・離職関係書類(2年以内の離職したことが確認できる書類の写し)
・収入関係書類(給与明細、年金の通知等)
・預貯金関係書類(通帳等)
☎(3637)3741

数字で防災情報
178,078人
この数字は江東区内で想定される帰宅困難者数です。
4/1に東京都帰宅困難者対策条例が施行され、企業等は従業員等の一斉帰宅が救助・救出活動の妨げとならないよう、発災後3日間は従業員等を施設内に待機させ、従業員が施設内に留まれるように、3日分の水、食料など必要物資を備蓄することが努力義務となっています。災害発生時はむやみに移動せず、安全な場所にとどまることを心がけましょう!
☎3647-9587